

長野県保育士就職活動支援金 Q & A

【補助対象者】

Q 1：指定保育士養成施設を卒業していないのですが、保育士試験合格により保育士資格を持っている場合は補助対象になりますか。

A 1：保育士資格をお持ちの県外在住の方で、県内保育所等への就職を希望する場合は補助対象になります。

【補助対象経費】

Q 2：補助対象経費となるものを具体的に教えてください。

A 2：鉄道、航空機、船舶、バスの料金及び宿泊施設に宿泊した場合の料金に限り対象になりますが、タクシーの料金も対象となる場合がありますので、詳しくはQ 6をご覧ください。宿泊施設での食事料金は対象外ですが、宿泊料金とセットになっている場合は対象となります。また、各種ポイント等を利用して支払った交通費及び宿泊費は対象外となります。

Q 3：県内保育所におけるインターンシップに参加した場合、県外住所地からの交通費や宿泊費は補助対象になりますか。

A 3：インターンシップに参加された場合も補助対象になります。就職活動とは、保育所等での採用試験や面接、園見学やボランティア活動、合同説明会や就職相談会などを指します。公立保育所に就職を希望される方は、保育士として採用試験を受験された場合、補助対象となります。

Q 4：採用面接等を受けた保育所等から、交通費や宿泊費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A 4：自己負担分は対象となります。なお、全額が保育所等から支給された場合は対象になりません。

Q 5：採用面接等を受けた保育所等の所在地との往復の経路はどのような経路でもよいでしょうか。

A 5：現在お住まいの住所から、採用面接等を受けた県内保育所等までの往復に要した

経費が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択してください。

Q 6：住所地から長野県内にある実家に一旦移動し、そこから保育所等の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A 6：住所地から実家までの移動に係る経費が対象になります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、原則として、移動日が就職活動の日の前々日から、就職活動の日の翌々日までの移動に係る交通費が対象となります。

Q 7：タクシーの利用は補助対象として認められますか。

A 7：原則として補助対象外となりますが、怪我や障がい等で歩行が困難である場合、または採用面接等を受ける保育所等周辺に公共交通機関がない場合などやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認のうえ、補助対象と認める場合があります。あらかじめご相談ください。

Q 8：往路のみ又は復路のみでも申請はできますか。

A 8：往路のみ又は復路のみでも申請は可能です。

Q 9：自家用車を使用した場合の、ガソリン代、高速道路利用料金は交通費の対象になりますか。

A 9：ガソリン代は対象外ですが、高速道路利用料金（ETC利用料金）は対象となります。ただし、出発地と目的地の間を最も経済的な経路により利用した場合の料金の額を上限とします。

【提出書類について】

Q 10：これまでに計 2 万円分申請していますが、次回 1 万円を超える申請はできますか。

A 10：同一年度内の申請可能額は 1 人当たり 3 万円のため、実際にかかった費用が 1 万円を超える場合でも、1 万円までのみ申請が可能です。

Q11：経費（交通費・宿泊費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請はできますか。

A11：支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることはできません。申請の際には支出した経費にかかる領収書や切符等の写しなど、支払いを証明できるものを添付していただく必要があります（申請に係る書類は申請者に返却しません）。

Q12：社会福祉協議会等が主催する就職相談会に参加した場合、申請書の「6 県内保育所等証明欄」は誰に記載してもらえばいいですか。

A12：就職相談会等に参加した場合は、当該相談会の主催者に記載をお願いしてください。

【申請の時期・回数について】

Q13：申請はいつまでに行う必要がありますか。

A13：支援金の申請締切は、事業実施年度の2月28日（当日消印有効）とさせていただきます。なお、予算額に達した場合は、上記より前に受付終了となりますので、早めに申請をお願いします。

Q14：申請から支払いまでどのくらいかかりますか。

A14：不備のない状態で受理された申請書については、当月分の申請をまとめて翌月に事務処理します。事務処理後、支払までに一定の期間を要することから、支払いは翌々月の中旬になる見込みです。